さぁ！ネットで申告 e-Tax
藤沢法人会は
e-Tax を推進しています！

「知って得する？」社労士の独り言 第30回

「健康情報等の取扱規程」の策定について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士　石川　貢

働き方改革関連法の成立により労働安全衛生法が改正され、第 104 条（心身の状態に関する情報の取扱い）が新設されました。この条文の新設に基づき「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）が策定されました。この指針は、労働者の心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにし、事業者が策定すべき取扱規定（「健康情報等の取扱規程」）の内容、策定の方法、運用などについて、とりまとめたものであり、4 月 1 日より適用が開始されています。

この取扱規程を定める目的は、心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有することが必要とされるためです。

この指針の中で策定が求められている取扱規程（事業者が当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程＝「健康情報等の取扱規程」）の策定に関する手引き「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」が 3 月 28 日に公表されました。この手引きは、解説付きの 35 ページの冊子になっており、取扱規程のひな形「健康情報等の取扱規程」も紹介されています。「指針」と「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」は、下記の参考情報で厚生労働省のホームページからダウンロードできます。「健康情報等の取扱規程」の策定にご活用ください。

なお、この「指針」及び「健康情報等の取扱規程」は、働き方改革関連法では、大きく取りあげられてきませんでしたが、「時間外労働の上限規制」や「高度プロフェッショナル制度」の健康確保措置と深く関係しています。「指針」及び「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」をご一読いただければ幸いです。

参考情報

【労働安全衛生法】

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第 104 条　事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

但し、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

【資料ダウンロード先：　厚生労働省ホームページ】

①「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」

https：//www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01170.html

②「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」

https：//www.mhlw.go.jp/content/000497426.pdf